

令和2年度  
第2回 岩見沢市地域公共交通活性化協議会

令和2年11月5日（木）  
岩見沢市企画財政部企画室



## ■地域公共交通活性化再生法の一部改正

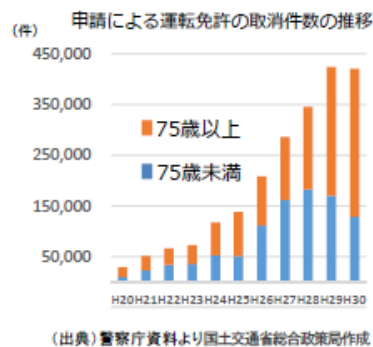
「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」(5/27成立、6/3公布)

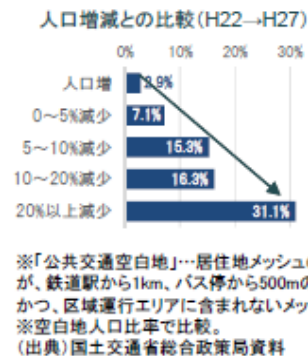
⇒公布日から6か月以内に施行

### 地方の移動手段を巡る現状

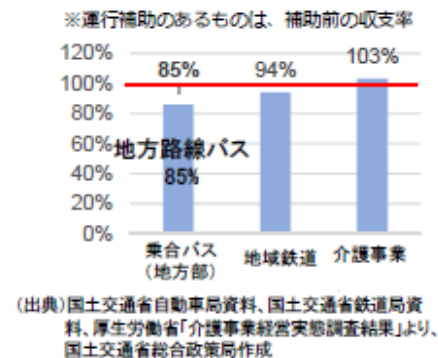
#### 免許返納数は年々増加



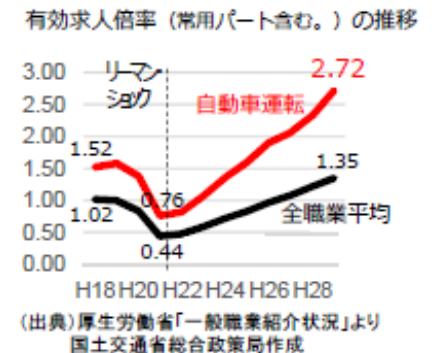
#### 人口減少地域ほど公共交通空白地の割合が高い



#### 乗合バス事業の収支は赤字構造



#### 運転者不足が深刻化



### 国土交通省の基本的な考え方

- ① 地域ごとに、バス・タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域では、その他の移動手段を総動員して移動ニーズに対応する。
- ② ①において、MaaS、AIによる配車、自動運転等の最新技術を活用し、幅広い利用者に使いやすいサービスの提供を促進。
- ③ ①と②について、地方公共団体が中心となって取り組める制度を充実・強化していく。

# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■地域公共交通活性化再生法 改正のポイント

- ① 現行の「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」を新たに策定（努力義務化へ）
- ② 従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送、スクールバス等も計画に位置付け
- ③ 利用者数や収支等の定量的な目標の設定や、毎年度PDCAを実施
- ④ 維持困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続する「地域旅客運送サービス継続事業」の創設
- ⑤ 自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理・車両整備管理で協力する制度を創設。地域住民のみならず、観光客も含めた来訪者も対象として明確化
- ⑥ 鉄道・乗合バス等における貨客混載を行う「貨客運送効率化事業」の創設
- ⑦ 利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃の設定等を促進する「地域公共交通利便増進事業」の創設
- ⑧ MaaSに参加する交通事業者等が策定する「新モビリティサービス事業計画」認定制度の創設、MaaS協議会制度の創設

地域公共交通網形成計画（H26法改正）

（市町村又は都道府県（市町村と共同）が作成）  
まちづくりと連携した  
地域公共交通ネットワークの形成の促進



地域公共交通計画（今回法改正後）

（市町村又は都道府県（市町村と共同）が作成）

まちづくりと連携した  
地域公共交通  
ネットワークの形成



地域における  
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、  
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

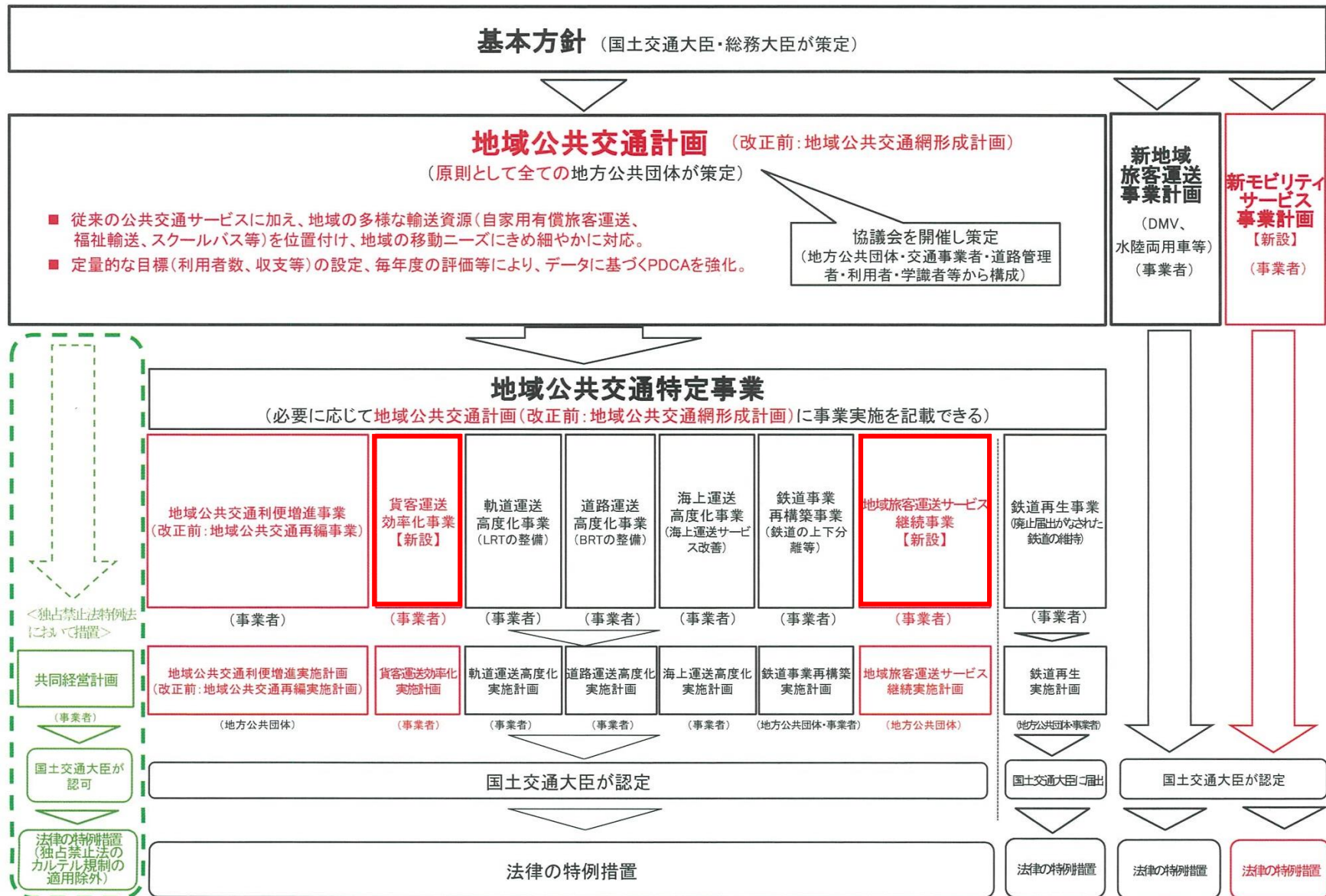
令和2年度は、岩見沢市の公共交通のマスタープランである「岩見沢市地域公共交通網形成計画」の最終年度でもあることから、法改正の動向を踏まえて、現行の網形成計画を改訂



**「岩見沢市地域公共交通計画」**

**地方の公共交通は維持・存続が重要課題**

## ■改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム



# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

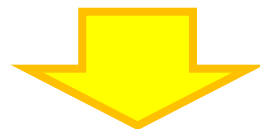
## ■貨客運送効率化事業（新設）の概要

…輸送資源の総動員による移動手段の確保（貨客混載に係る手続の円滑化）

「貨客運送効率化事業」

地方部における物流サービスの確保と併せて、地域における旅客運送サービスの提供を確保

	人 流	物 流
課 題	地方部における 輸送減による収支の悪化	担い手不足
効 果	新たな収入源の確保	地方部における 物流サービスの確保



**貨客運送効率化実施計画を作成、  
国土交通大臣の認定を受けた場合は法律上の特例措置**



貨客混載の例（鉄道）



貨客混載の例（乗合バス）

# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■地域旅客運送サービス継続事業（新設）の概要

…輸送資源の総動員による移動手段の確保（地域に最適な旅客運送サービスの継続）

### 「地域旅客運送サービス継続事業」

路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地域公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定**し、新たなサービス提供事業者を選定する。

### 手 続

維持が困難な状況となった  
バス路線等



**地方公共団体**が、既存の事業者を含めた関係者と、  
多様な選択肢を検討・協議し、**実施方針**を策定し、  
新たなサービス提供事業者を選定



**地域公共団体**が、サービス提供事業者と連携して、  
**地域旅客運送サービス継続実施計画**を作成、**国土交通大臣の認定**を受けた場合は法律上の特例措置

### 実施方針に定めるメニュー例

- 地域公共交通利便増進事業等の活用により、可能な限り同一の乗合バス事業者等による同一路線の継続（縮小・変更を含む）を目指す。
- 困難な場合には、順次①以降のメニューを検討する。

① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む）

② コミュニティバスによる継続

③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続

④ タクシー（乗用事業）による継続

⑤ 自家用有償旅客運送による継続

⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

## ■岩見沢市の公共交通に関する経過等

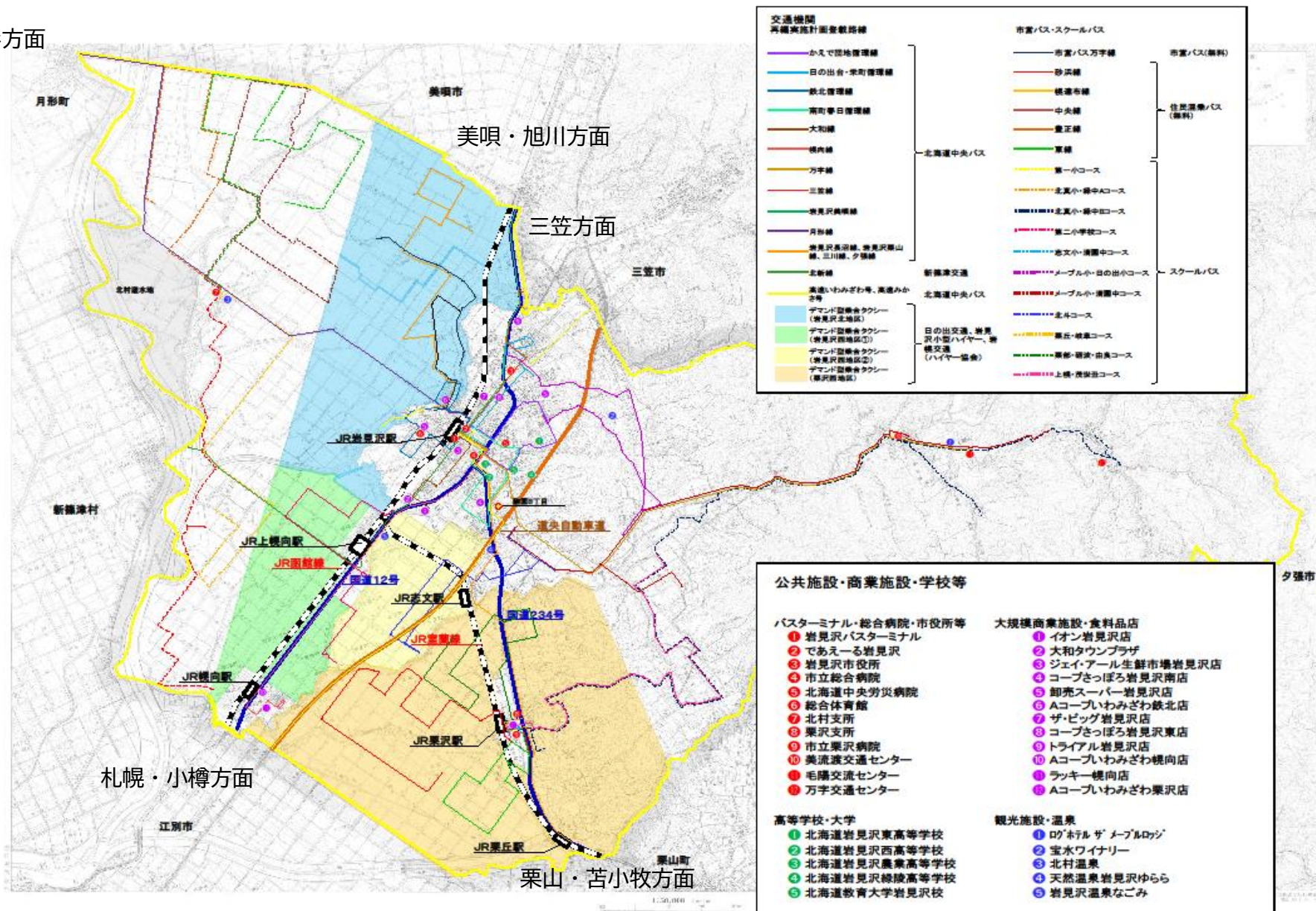
- 平成14年 道路運送法一部改正 ⇒需給調整規制 廃止
- 平成15年 岩見沢市内からJRバス撤退
- 平成18年 岩見沢市・北村・栗沢町 市町村合併
- 平成25年 交通政策基本法 施行
- 平成26年 駒澤大学附属岩見沢高校 閉校  
地域公共交通活性化再生法 改正
- 平成27年 岩見沢市地域公共交通活性化推進協議会 設置  
「岩見沢市生活交通ビジョン」策定
- 平成28年 「岩見沢市地域公共交通網形成計画（～R2）」策定  
JR北海道 単独維持困難線区（室蘭線含む10路線13線区）公表
- 平成29年 「岩見沢市地域公共交通再編実施計画（～R2）」策定  
バス路線再編（地域公共交通活性化協議会）⇒民間バス 20路線を15路線に
- 平成30年 岩見沢北地区にデマンド型乗合タクシー 導入  
JR室蘭線活性化連絡協議会 設置
- 令和元年 デマンド型乗合タクシー 運行エリア拡大（岩見沢西地区①・②、栗沢西地区）  
市営バス北斗線 廃止



# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■岩見沢市の公共交通網

月形方面



# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■地域公共交通計画（案）作成に向けた検討の留意点

### 1. 上位・関連計画との関連性の整理・分析

- 「地域公共交通活性化再生法」の一部改正
  - 平成30年度の「第6期岩見沢市総合計画」、「北海道交通政策総合指針」等、上位・関連計画の更新・新規策定
- 新たに連携を図る必要がある計画等も含め、上位・関連計画の整理・分析を実施

### 2. 地域及び公共交通に係る現況の整理・分析

- H28網形成計画の策定から5年が経過、人口構造や生活関連施設、街路等の地域現況にも変化が生じている。
- さっぽろ連携中枢都市圏や南空知圏域など、人口減少下における広域的な連携の必要性が高まっている。
- ICTなどの発展により、国等において、次世代の公共交通に向けた研究・実証実験等が進められている。
- 新型コロナウイルス感染症をきっかけに、外出・移動等に係る人の動きそのものに変化が生じている。

国勢調査等の各種統計資料や、市や交通事業者等からの情報等もあわせて、地域概況等を整理・分析

### 3. 公共交通の現状及び課題、目指すべき方向性の整理

- 「再編実施計画」、「H29JR室蘭線利用実態調査」、「H30岩見沢市バス利用実態調査」の結果や、各種統計データ等をもとに、公共交通の現状及び課題の整理を実施

上記1・2を踏まえ、公共交通分野において、岩見沢市が目指すべき方向性を確認

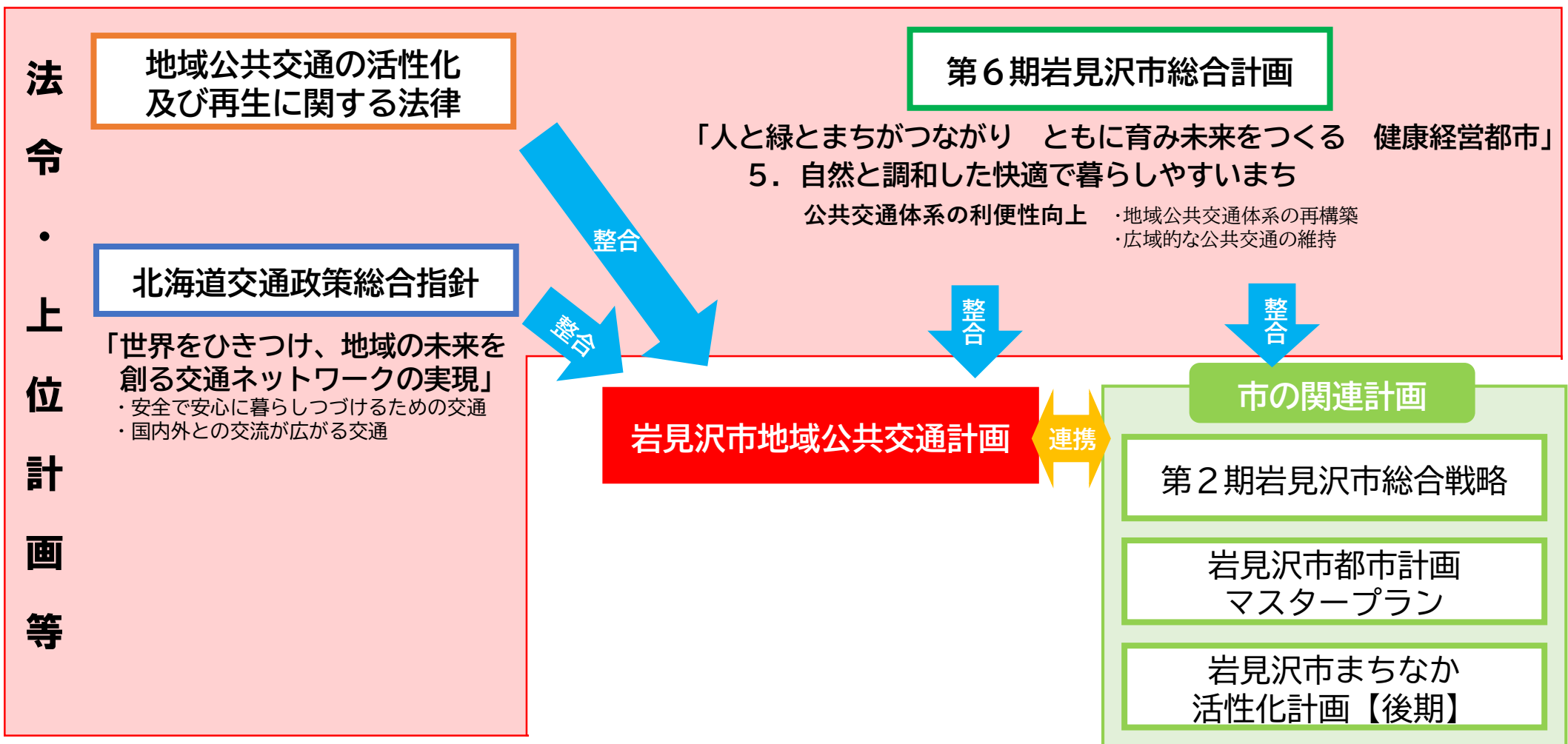
### 4. 活性化再生法の改正等の情勢を踏まえた網形成計画の改訂

- 現況分析や「改正地域公共交通活性化再生法」の趣旨等を踏まえ、公共交通に係る役割や課題の再抽出、目標値の設定を実施
- H28網形成計画からの改訂を基本として、**「岩見沢市地域公共交通計画（案）」を作成**

# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■地域公共交通計画の位置づけ

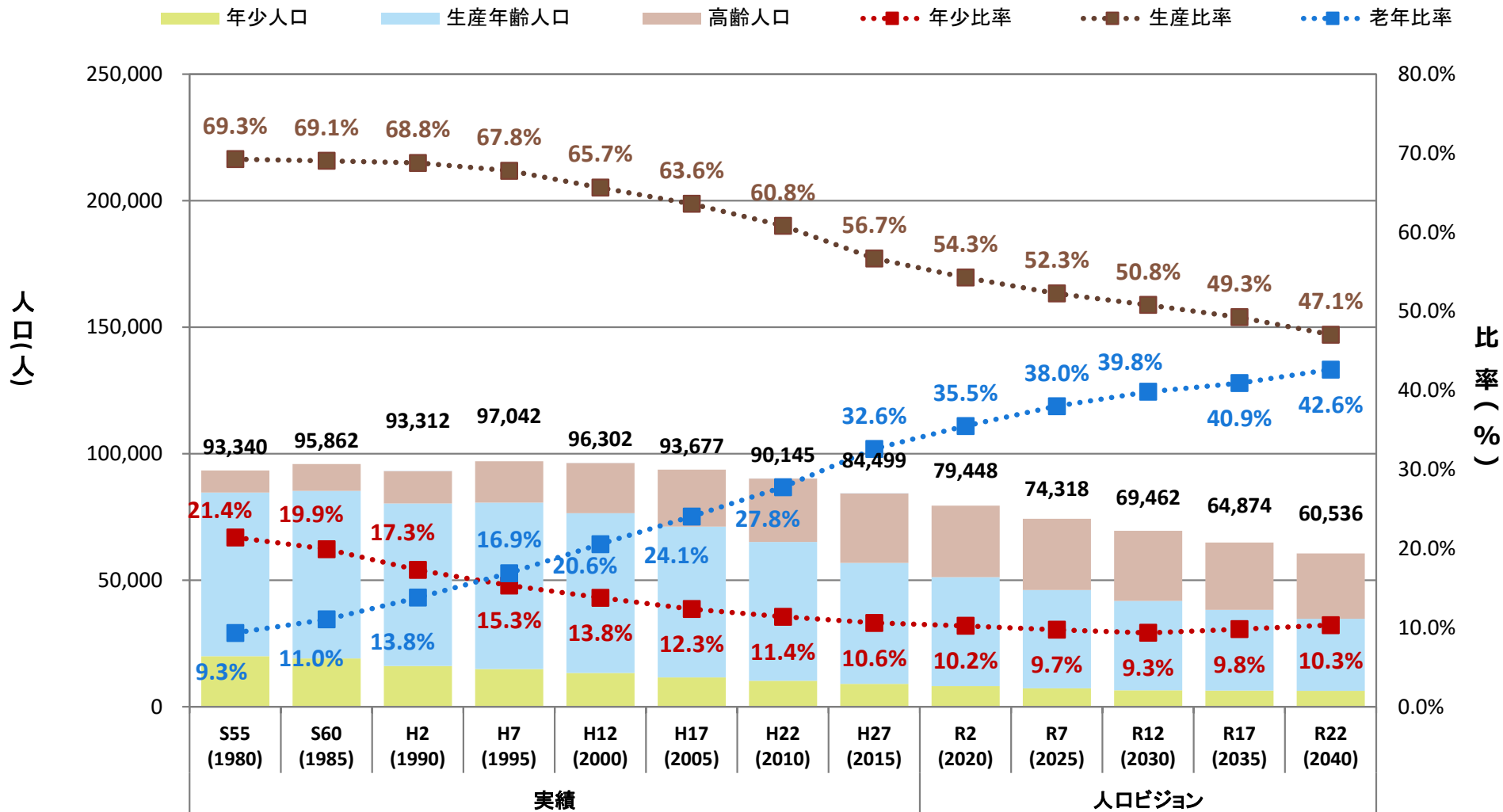
- ・上位計画である「第6期岩見沢市総合計画」との整合を図るとともに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正内容や「北海道交通政策総合指針」とも整合を図り、市の関連計画とも連携を図る必要。



# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■岩見沢市の人口の推移

・平成7（1995）年に人口のピークを迎えてからは、人口減少に転じており、令和22（2040）年には、約6割にまで減少すると推計

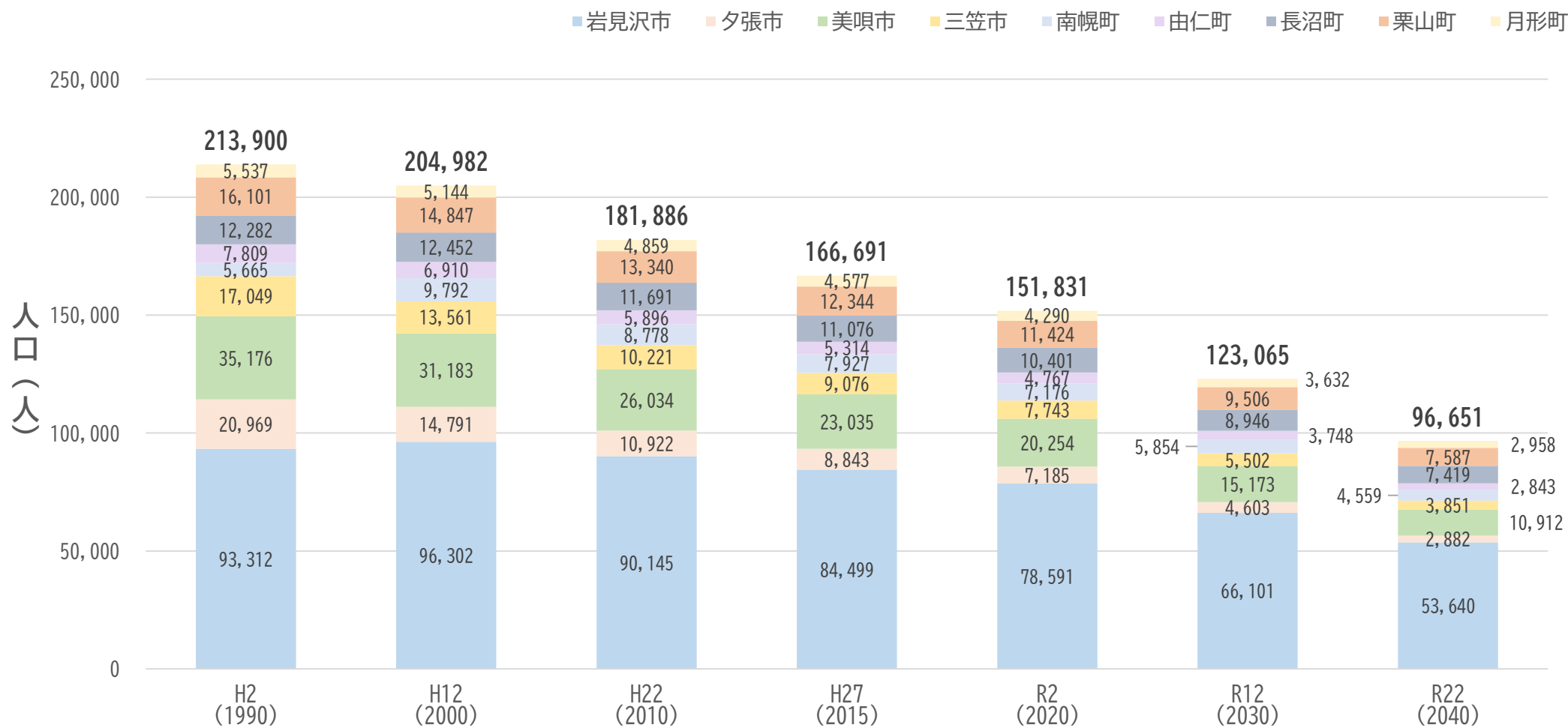


人口の推移

出典：岩見沢市人口ビジョン（令和2年改訂版）

## ■南空知の人口推移

- ・南空知圏域の人口は年々減少傾向にあり、平成27（2015）年現在で、人口1万人を超える自治体は、岩見沢市を含め、4自治体であるが、令和12（2030）年には岩見沢市と美唄市を除いた7市町で人口が1万人を下回ると推計されている。

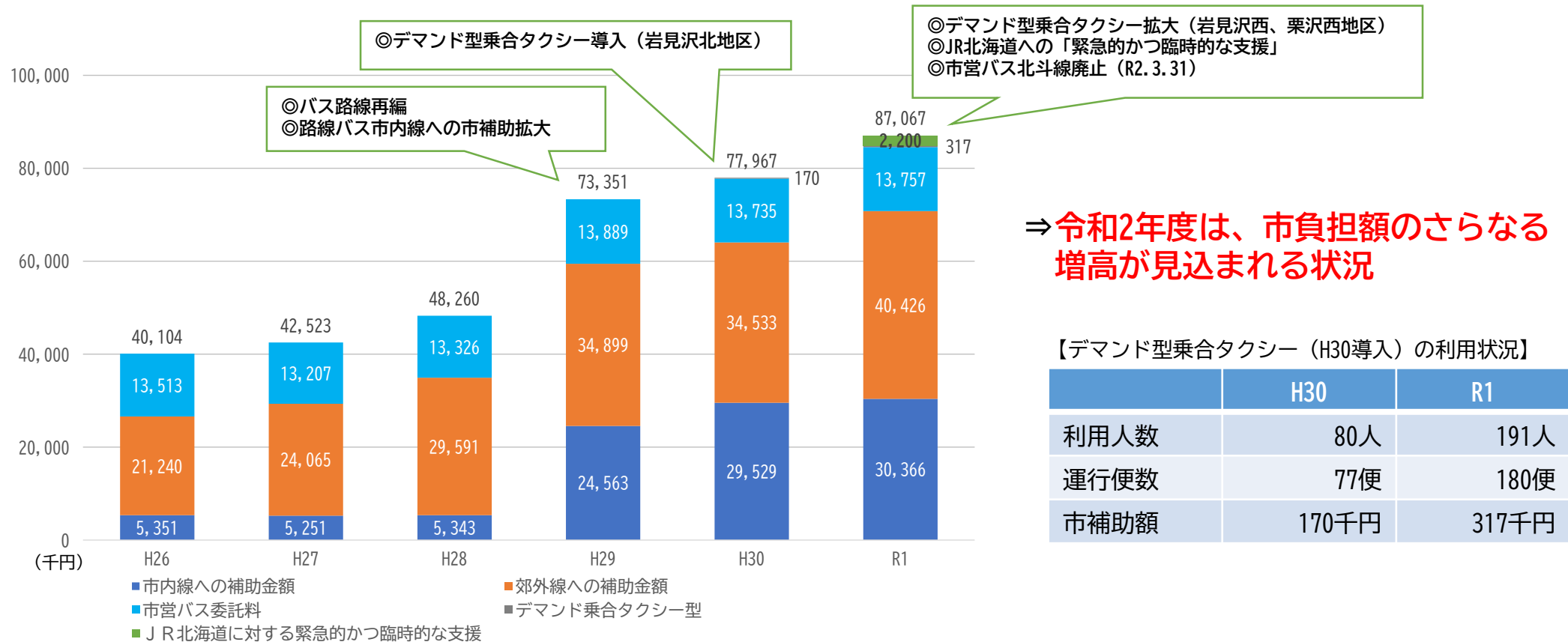


南空知圏域の人口の推移

# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■公共交通に係る市負担額の推移

- ・公共交通に係る市の負担額は、年々、増加傾向で推移している。
- ・令和元年度には、新たにJR北海道に対する「緊急的かつ臨時的な支援」を実施している。



公共交通に係る市負担額の推移

出典：岩見沢市提供資料

- ・効率的な公共交通網への見直しを検討する必要

# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■H28網形成計画の基本方針に基づく課題の整理

### 1. コンパクトで移動しやすいまちづくりの推進

#### 【現状を踏まえた課題の解決状況】

- ・居住地と市街地を結ぶ路線においては、商業・医療・行政等の都市機能を持った施設にアクセスできる4循環が平成29年度より運行

都市機能の集中する中心市街地内の利便性を高める取組みを継続

人口減少等の著しい郊外地域等から、都市機能の集中する中心市街地への移動手段の維持・確保

### 2. ニーズに即したバス交通のシームレス化

#### 【現状を踏まえた課題の解決状況】

- ・網形成計画及び再編実施計画に基づく路線再編では、概ねの路線でシームレス化が進展
- ・一方で、一部路線・地区でのバス同士の乗継やJRとの乗継において、円滑な乗継時間が設定されていない状況も見受けられる

シームレス化が概ね実現している路線や地区については、取組みを継続

広域的移動や新たな交通手段にも対応した、各種交通モード間のシームレス化の推進が必要

ICTの活用などによる情報面でのシームレス化の推進が必要

### 3. 利用実態に即したバス交通体系の構築

#### 【現状を踏まえた課題の解決状況】

- ・網形成計画及び再編実施計画により、非効率的な運行地域において、需要に応じた見直しや新たな公共交通を導入
- ・今後も人口減少等により、非効率的な運行となる地域が発生することが想定

利用状況等の継続的な把握と、将来の需要を見据えた持続可能な交通体系の構築が必要

人口減少や都市機能の集約化など、地域社会の変化に柔軟に対応できる検討体制の構築が必要


# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■H28網形成計画の基本方針に基づく課題の整理

### 4. 交通弱者の増加を見据えた郊外部における持続可能な「生活の足」の確保

#### 【現状を踏まえた課題の解決状況】


- ・ 網形成計画及び再編実施計画により、郊外部を含めた市内公共交通の再編を実施

- 
- 定時定路線からドアトゥドアへの転換等、地域の実情に応じた「生活の足」の確保が必要
  - 沿線人口や利用形態を踏まえ、効率化と利便性の両立による公共交通の持続性向上が重要

### 5. 市民ニーズに即した生活交通サービスの改善

#### 【現状を踏まえた課題の解決状況】

- ・ 平成30年度の利用実態調査で、「利用できる便数が減った」「ちょうどよい時間の便がなくなった」等が不便になった点として挙げられている
- ・ 上記に伴い、「バスの便数増便」「運賃の値下げ」等が利便性向上のに向けたニーズとして挙げられている

- 
- ニーズと利用実態を継続的に把握し、サービス改善に向けた交通事業者等との断続的な協議が必要
  - 利用者減や経費の増高、担い手不足など、公共交通の厳しい状況も含めた積極的な情報開示が必要




# 議事 (1) 「地域公共交通計画」の策定について

## ■H28網形成計画の基本方針に基づく課題の整理

### 6. バス利用機会・交流機会の増加に寄与する取り組みの実施

#### 【現状を踏まえた課題の解決状況】


- ・平成29年の市内民間バス路線の再編に伴い、バスマップ及び総合時刻表を作成し全戸配付。以降、状況に応じて更新を実施
- ・一方で、新たな交通手段も含め、運行内容が市民に浸透しきっていない状況

- 
- 市民の公共交通に対する理解度の向上のため、各種利用促進策を継続的に展開することが必要
  - 公共交通利用の目的となる、まちの魅力づくりと情報発信が必要

### 7. 過度な自動車依存からの脱却


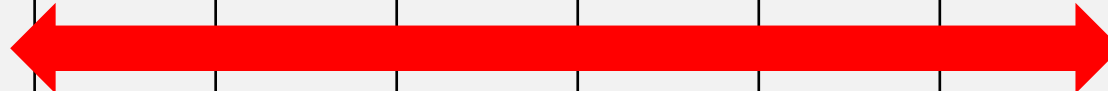
#### 【現状を踏まえた課題の解決状況】

- ・買い物、通院時の交通手段は自動車による移動が依然として多い状況

- 
- 自動車が主な交通手段となっている市民でも、気軽に利用できるような仕組みづくりが必要
  - 「維持・存続のための公共交通利用」という概念の普及・啓発

# 議事（1）「地域公共交通計画」の策定について

## ■計画（案）策定に向けたスケジュール案

区 分	令和2年				令和3年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現況データの整理・分析								
計画（案）の策定								
協議会・作業部会の開催			●	●	●	●	●	

- 年度内に、5回程度の会議を予定
- 状況により、郵送等も併用
- 3月末までに、計画（案）を作成、計画（案）をもとに市で計画策定